

令和2年度西原町農泊推進対策事業運営補助業務仕様書

1. 業務名

令和2年度西原町農泊推進対策事業運営補助業務

2. 業務期間

契約確定の日から、令和3年3月31日（水）まで

3. 目的

本事業を通じて、本町の強みを活かした独自の観光コンセプトを町内事業者・町民や県外の専門家の知恵を結集して固め、実践していくことで魅力ある観光コンテンツを開発する。また、本協議会の運営を担う人材の発掘や、観光振興を担う企業との連携を通じて協議会の組織力・経営基盤を高め、法人化（観光協会設立）を目指す。

4. 業務内容

(1) 農泊の推進事業

1) 新規農泊家庭の開拓ワークショップの開催

本町で農泊受入可能家庭を増やすために広く町民を対象とした「農泊家庭開拓ワークショップ（仮称）」の開催を補助する。

開催回数：3回 参加人数：のべ15名

2) 先進地視察（伊江村・南城市を想定）の実施を補助する。

本町で農泊受入を希望する者が先進地である伊江村や南城市を視察する際の企画立案を補助する。

開催回数 伊江村1回（宿泊）南城市 1回

3) 農泊受入に関するガイドラインの整備

農泊受入家庭が安全に受入実施できるようガイドラインをまとめた資料を作成する。

(2) 地域の活力を利用した体験メニューの開発

1) 体験メニューの掘り起し及び開発

本町の資源を調査しその魅力を掘り起し体験メニューとしてブラッシュアップする業務を補助する。10体験を目標とする。

(3) 事業実施報告書の提出

業務遂行の状況が分かる事業実施報告書を、業務委託期間内に協議会へ提出する。

5. 費用

当該委託業務に係る必要な費用について見積もることとする。

なお、本複数社の見積書を費用対効果の観点から精査し、最も優れた提案者を選定する。

6. 協議・打合せ等での説明

業務における協議・打合せは、業務着手時及び成果品納品時に行うほか、随時、業務の進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料、情報の提供を行うものとする。

7. 権利義務の譲渡等

受託者はこの契約に生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、本町の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8. 成果品

履行期限までに下記を提出すること。

- (1) 事業実施報告書（紙およびPDF）

9. 納品先

西原町観光まちづくり協議会事務局（西原町役場建設部産業観光課内）

10. 検査等

成果品の納品後、西原町の検査に合格したことで、本委託は終了することとする。

11. 機密保持

- (1) 受託者は、本協議会から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に協議会の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本協議会から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (3) 受託者は、本協議会から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下、「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区分を行い、管理しなければならない。また、本業務が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うこととする。